平成２３年（フ）第１４６８号
さいたま市岩槻区大字鹿室700番地の３
破産者　カクタフーズ株式会社
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７８号
埼玉県川口市東川口１丁目13番16号
破産者　株式会社稲垣工務店
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３１号
埼玉県加須市不動岡835番地１
破産者　有限会社アトリエケミア
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８５０号
東京都板橋区熊野町６番７号
破産者　アレグレット有限会社
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８５１号
千葉県松戸市馬橋2855番地　マンションニュー松戸615号
破産者　岡野　　睦
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１６４号
千葉県松戸市西馬橋５丁目５番地の12
破産者　宮下　恭子
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１９７号
千葉県松戸市新松戸３丁目42番地　片野ビル１階
破産者　株式会社プレイズ
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２２１９５号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目11番23号
破産者　株式会社スープレックス
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１９６号
東京都目黒区下目黒５丁目２－７
破産者　佐谷　秀美
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１２１号
東京都中央区日本橋小舟町９－２　ソレイユビル４階
破産者　日栄商事株式会社
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７０号
東京都多摩市豊ケ丘１丁目59番地17
破産者　株式会社アーバンＴＡＭＡ
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４０７号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目７番14号
破産者　畠山工業有限会社
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９３９号
大阪府高槻市南芥川町16番２号
破産者　株式会社行陽陸運
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３５６号
大阪府摂津市東一津屋７番20号
破産者　株式会社清水
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０３３号
大阪市中央区南船場３丁目６番25号
破産者　株式会社日本ユニ
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２６１号
大阪市北区天満２―12―３　南末広ビル１Ｆ、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区天満３丁目３番５号Ｃ２ビル８Ａ
破産者　有限会社ビューティーサプライ・ジョイ
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２８８号
大阪市中央区南船場１丁目３番27号、前本店所在地大阪市浪速区元町２丁目３番８号
破産者　有限会社カンボジアアセットマネジメント（旧商号有限会社クレスト）
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０５３号
大阪府東大阪市吉松２丁目12番14号
破産者　株式会社サンエス設備
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５号
兵庫県南あわじ市倭文委文424番地３
破産者　株式会社ＫＵＷＡＮ
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第３６号
島根県邑智郡美郷町都賀行162番地１
破産者　有限会社ジャパンウッド
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１号
広島市中区堺町１丁目１番５号
破産者　電子印刷株式会社
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部